

那覇市長は、平成23年3月31日付けで設置の許可（設置の期間は平成26年3月31日まで）をするとともに、使用料を全額免除した（甲55）。

イ 補助参加人は、平成24年3月20日、本件施設の工事に着手し（乙14）、平成25年4月30日までに同工事を完了した（乙15）。

ウ 補助参加人は、那覇市長に対し、平成26年3月18日付けで、本件施設に係る公園施設設置許可の更新申請及び使用料の減免申請をし（乙16、17），那覇市長は、同月28日付けで、本件施設が都市公園法2条2項6号の教養施設（植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令の定めるもの）のうち都市公園法施行令5条5項1号の体験学習施設に当たるとして、同法5条2項に基づく本件設置許可（更新。設置の期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）及び那覇市公園条例11条の2第4号、那覇市公園条例施行規則15条1項2号に基づく本件免除（年額576万7200円（=占用面積1335m²×月額360円×12か月）を全額免除するもの）をした（乙18、19、27、28）。

10

15

(4) 監査請求

20

ア 原告は、那覇市監査委員に対し、平成26年7月24日、本件設置許可是都市公園法及び那覇市公園条例に違反する違法な財務会計行為であるとして、本件設置許可を取り消し、本件施設の撤去を請求すること及び本件施設の敷地（以下「本件敷地」という。）の地代相当額の支払を当時の那覇市長翁長雄志及び補助参加人に請求することを求める住民監査請求を行った（甲1、2）。

25

那覇市監査委員は、同年8月28日、本件設置許可は、非財産的な目的のための行為であり、地方自治法242条1項に規定されている財務会計上の財産管理行為に当たらないことを理由に上記監査請求を却下し（甲2），原告に対し、同年9月2日、その旨の通知をした。

イ 原告は、那覇市監査委員に対し、平成27年4月24日、本件免除は政

教分離原則に違反する違法な財務会計行為であるとして、本件敷地について本来徴収すべき地代相当額の支払を那覇市と那覇市長城間幹子に請求することを求める住民監査請求を行った。

那覇市監査委員は、同年6月5日、上記監査請求が、本件免除から1年を経過した後にされたことなどを理由に、これを却下し、原告に対し、同5日頃、その旨の通知をした。

(以上、甲25)

(5) 訴えの提起

原告は、平成26年9月30日、前記1の①ないし③の各請求に係る訴え(那覇地方裁判所平成26年(行ウ)第17号固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求事件)を提起し、さらに、平成27年6月15日、同④及び⑤の各請求に係る訴え(同裁判所平成27年(行ウ)第13号那覇市公園使用料賦課徴収を怠る事実の違法確認(住民訴訟)請求事件)を提起した。

4 争点

15 本件の当審における争点は、本件設置許可等が政教分離原則(憲法20条1項後段、3項、89条)に違反するか(争点(1))、本件免除が無効か(争点(2))及び被告において本件使用料の徴収を怠っていることが違法か(争点(3))である。

5 争点に関する当事者の主張

20 (1) 争点(1)(本件設置許可等が政教分離原則(憲法20条1項後段、3項、89条)に違反するか)について
(原告の主張)

ア 儒教が宗教であること

25 儒教は、祖先の靈や魂はもとより、絶対者としての天といった超自然的
存在ないし超人間的本質に対する信仰に基づくものであり、宗教に該当することは明らかである。久米三十六姓が中国福建省から琉球王国に持ち込

んだ儒教は、江戸時代に受容された学問としての儒教ではなく、久米三十六姓の先祖崇拝や儒教の始祖である孔子に対する信仰・礼拝と深く結びついた宗教としての儒教である。これは、儒教が学問や道徳としての側面を有していることによって否定されるものではない。

イ 本件施設が宗教的施設であること

(ア) 本件施設は至聖門、大成殿及び啓聖祠から成るところ、至聖門の中央の正門は孔子の靈のための扉とされており、孔子の靈を迎えるために1年に1度、釋奠祭禮（せきてんさいれい。孔子や下記の四配を祀る行事で、孔子祭ともいわれる。）の日にのみ開かれる。

本件施設の本殿である大成殿は、孔子を祀る靈廟であり、その中央には孔子像及び神位（神靈の座としてしつらえられた場所）が、その左右には四配（孔子の弟子である顔子、曾子、子思子及び孟子）の神位がそれぞれ置かれていて、信者の礼拝を受ける。

啓聖祠は、孔子の父である啓聖公と四配の祖先が祀られた祖廟（祖先の靈を祀る建物）であるが、釋奠祭禮の一部が行われるほかは、補助参加人の関係者によって拝所（神靈がよりつく聖域）として使用されているのみであり、一般公開されていない。

(イ) 本件施設の前身である旧至聖廟から孔子像や各神位を本件施設に移転する遷座式という儀式に先立ち、旧至聖廟において、遷座御願という儀式が執り行われた。遷座御願においては、ユタ（神靈や死靈などの超自然的存在と直接に接触・交流する呪術・宗教的職能者）による祈祷が行われた。また、遷座式は、旧至聖廟と本件施設との神靈的ないし宗教的同一性を確保する機能を當むものである。

(ウ) 旧至聖廟においては、高校受験に際しての合格祈願が行われ、儒教の信者たちは、本件施設において礼拝を行っているほか、以前は本件施設において、大成殿の香炉灰が封入された学業成就（祈願）カードが販売

されていた。

(エ) これらの事実に照らせば、本件施設は、その利用態様からみても、宗教的儀式を行うことを主たる目的とする宗教的施設に当たることが明らかである。

ウ 釋奠祭禮が宗教上の行為であること

本件施設では、平成25年の移設以来、毎年孔子の生誕の日とされる9月28日に釋奠祭禮が行われているところ、これは、孔子の靈を「神」として至聖門正門から迎え入れて大成殿に案内し、その魂魄を現世に呼び戻し、祝文を読み上げて供物を饗應した後、再び至聖門正門から送り返すというものであり、超自然的存在である孔子の靈を招魂再生して饗應するという儒教的死生觀に基づく儀式であるから、宗教上の行為に当たることは明らかである。

エ 補助参加人が「宗教上の組織若しくは団体」(憲法89条)であること

補助参加人は、本件施設及び道教の神を祀る礼拝施設といった宗教的施設を所有し、釋奠祭禮等の宗教上の行為を行い、もって特定の宗教である儒教ないし道教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を事業の核とする団体である。補助参加人が、中国から渡來した一族の末裔から組織された血縁(宗族)集団としての性格を有し、不特定多数に開かれた公共的団体とはいい難いことも併せ考慮すれば、「宗教上の組織若しくは団体」に当たることは明らかである。

オ 他の孔子廟について

被告及び補助参加人は、多久聖廟、足利学校、湯島聖堂等の日本国内に存在する他の孔子廟(以下「他の孔子廟」という。)と同様、本件施設も歴史・文化の保全のための施設である旨主張する。

しかし、他の孔子廟は、いずれも学問所として創建された歴史を有し、創建当時から宗教的性格が希薄であったのに対し、本件施設は、中国福建

省出身の渡来人である久米三十六姓と呼ばれる一族の宗旨として持ち込まれ、専ら祖先崇拜の祭祀と一族のアイデンティティーの確保を目的とするものであり、歴史的背景を異にする。この点に加え、他の孔子廟の管理運営主体が公益財団法人又は市の教育委員会であるのに対し、本件施設の管理運営主体である補助参加人は一般社団法人であること、多久聖廟で行われる釀菜（せきさい）や足利学校で行われる釋奠（せきてん）は、県又は市の重要無形民俗文化財に指定され、足利学校は国の史跡重要文化財であるのに対し、本件施設及び釋奠祭禮は文化財に指定されていないことも踏まえると、他の孔子廟と本件施設とは質的に異なる。

5

10

力 小括

以上によれば、本件設置許可等（本件免除を伴う本件敷地の提供）は、その直接の効果として、補助参加人が本件施設を利用した礼拝及び釋奠祭禮等の宗教上の行為を行うことを容易にしているものといえ、一般人の目から見て、那覇市長は特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものであるから、憲法20条1項後段、3項、89条に違反する。

15

（被告及び補助参加人の主張）

ア 儒教が宗教ではないこと

儒教は、江戸時代に、孔子の唱える倫理政治規範を体系化した学問として日本国内に受容されたものであり、宗教には該当しないところ、久米村（久米三十六姓の居住区域）に持ち込まれた儒教も同様である。

20

イ 本件施設は宗教的施設ではないこと

本件施設は、孔子の教えを学問的に学び研究し、沖縄に約570年前に渡来して中国文化を伝承した久米三十六姓の先人たちの功績を含む久米地域の歴史、文化を普及し継承する施設であり、一般市民に無償で公開され、一般市民向けの教養講座が開催されるなど、広く一般市民が利用し学

25